

ご存じですか？地域の身近な相談相手 「民生委員・児童委員」

■ 民生委員・児童委員とは



私たち**民生委員**は

民生委員法第一条で『民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立つて相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする』とあり、地域を担う一員として、地域の人々の福祉に関する問題（生活上の問題、高

齢者・障害者福祉等福祉全般)についての相談を受けています。

また、児童福祉法による**児童委員**も兼ねており、多種多様な活動を実施しています。

身分は厚生労働大臣の委嘱によるもので、3年間の任期を務めます。全国で23万人、東京都で1万500人、中野区では306人が委嘱を受けています。上高田地区では17人の委員がそれぞれ担当地区を受け持って活動しています。また別に、担当地区を持たない「**主任児童委員**」が2人おり、常に児童福祉の観点から専門的に学校・保育園・児童館・子ども家庭支援センター等と連携し、地域の子どもたちを見守っています。

このような活動には非常勤の地方公務員として「**守秘義務**」が課せられており、退任後も引き続きその義務が課せられていますので、安心してご相談ください。

■ 活動の内容

- * 行政からの依頼を受け、年1回、担当地区の「**高齢者調査**」を実施しています。これは70歳以上の一人暮らし世帯と75歳以上のみの世帯を対象とした調査で、健康面や身の回りの心配事について聞き取りを行っています。
- * 中野区社会福祉協議会と協力して、地域の人たちがこの地域で安心して暮らして行けるよう、支援を行っています。
- * 高齢者や障がい者など、サービスを必要としているすべての方々が、地域の中で必要なサービスを選択し、可能な限り自立しながら安心安全な生活をおくることのできるよう支援しています。
- * 警察署と連携し、高齢者が振り込め詐欺などの被害にあわないようアドバイスするとともに、被害を未然に防ぐため、銀行の前での広報活動も定期的に実施しています。
- * 消防署とも連携し、毎年署員とともに高齢者宅を訪問のうえ、防火診断と火災予防の呼びかけを行っています。
- * 子どもの地域での安全を支えるため、登下校時の声掛けなど日々の見守り活動を行っています。
- * 災害時、高齢者や障がい者など要援護者の救援が必要となる状況に備えて、対象者の支援地図を作成し、避難所運営本部へ速やかに提出できるよう準備しています。

■ 民生委員・児童委員、主任児童委員、関係機関との関係 — 概要図

